第一八三回

閣第五一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職 選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正 する法律案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙 法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九 十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条の改正規定を削る。

第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十三条関係)

北 海 道

第 一 区

札幌市

中央区

南 区

西 区

第二区

札幌市

北 区

東 区

第 三 区

札幌市

白石区

豊平区

清田区

第 四 区

札幌市

手稲区

小 樽 市

北海道後志総合振興局管内

第 五 区

札幌市

厚別区

江 別 市

千 歳 市

恵庭市

北広島市

石 狩 市

北海道石狩振興局管内

第 六 区

旭川市

士 別 市

名 寄 市

富良野市

北海道上川総合振興局管内

鷹栖町

東神楽町

当麻町

比布町

愛別町

上川町

東川町

美瑛町

上富良野町

中富良野町

南富良野町

占冠村

和寒町

剣淵町

下川町

美深町

音威子府村

中川町

第七区

釧 路 市

根室市

北海道釧路総合振興局管内

北海道根室振興局管内

第 八 区

函 館 市

北斗市

北海道渡島総合振興局管内

北海道檜山振興局管内

第 九 区

室蘭市

苫小牧市

登 別 市

伊達 市

北海道胆振総合振興局管内

北海道日高振興局管内

第 十 区

夕 張 市

岩見沢市

留萌市

美 唄 市

芦別市

赤平市

三 笠 市

滝 川 市

砂川市

歌志内市

深川市

北海道空知総合振興局管内

北海道上川総合振興局管内

幌加内町

北海道留萌振興局管内

北海道宗谷総合振興局管内

幌延町

第十一区

带広市

北海道十勝総合振興局管内

第十二区

北見市

網 走 市

稚内市

紋 別 市

```
北海道宗谷総合振興局管内
```

猿払村

浜頓別町

中頓別町

枝幸町

豊富町

礼文町

利尻町

利尻富士町

北海道オホーツク総合振興局管内

青 森 県

第 一 区

青 森 市

本庁管内

横内支所管内

浜館支所管内

奥内支所管内

原別支所管内

後潟支所管内

野内支所管内

五所川原市

東津軽郡

北津軽郡

第二区

十和田市

三沢市

むっ市

上 北 郡

下 北 郡

三 戸 郡

五戸町

第 三 区

八戸市

三 戸 郡

三戸町

田子町

南部町

階上町

新郷村

第 四 区

青 森 市

第一区に属しない区域

弘 前 市

黒 石 市

つがる市

平川市

西津軽郡

中津軽郡

南津軽郡

岩 手 県

第 一 区

盛岡市

本庁管内

盛岡市役所青山支所管内

盛岡市役所簗川支所管内

盛岡市役所太田支所管内

盛岡市役所繋支所管内

盛岡市役所都南総合支所管内

紫 波 郡

第 二 区

盛岡市

第一区に属しない区域

宮 古 市

久 慈 市

二戸市

八幡平市

岩 手 郡

下閉伊郡

岩泉町

田野畑村

普代村

九戸郡

二戸郡

第 三 区

大船渡市

遠 野 市

一関市

陸前高田市

釜石市

西磐井郡

気 仙 郡

上閉伊郡

下閉伊郡

山田町

第 四 区

花 巻 市

北上市

奥州市

和 賀 郡

胆 沢 郡

宮城県

第 一 区

仙台市

青葉区

太白区

第二区

仙台市

宮城野区

若林区

泉 区

第 三 区

白 石 市

名 取 市

角 田 市

岩沼市

刈 田 郡

柴 田 郡

伊 具 郡

亘 理 郡

第 四 区

塩 竈 市

多賀城市

宮城郡

黒川郡

加美郡

第 五 区

石 巻 市

東松島市

大 崎 市

大崎市松山総合支所管内 大崎市三本木総合支所管内 大崎市鹿島台総合支所管内 大崎市田尻総合支所管内

遠 田 郡

牡 鹿 郡

第 六 区

気仙沼市

登米市

栗原市

大 崎 市

第五区に属しない区域

本 吉 郡

秋 田 県

第 一 区

秋 田 市

第二区

能代市

大 館 市

男 鹿 市

鹿 角 市

潟 上 市

北秋田市

鹿 角 郡

北秋田郡

山 本 郡

南秋田郡

第 三 区

横 手 市

湯 沢 市

由利本荘市

大 仙 市

にかほ市

仙 北 市

仙 北 郡

雄勝郡

山 形 県

第 一 区

山 形 市

上山市

天 童 市

東村山郡

第二区

米 沢 市

寒河江市

村山市

長 井 市

東 根 市

尾花沢市

南陽市

西村山郡

北村山郡

東置賜郡

西置賜郡

第 三 区

鶴岡市

酒 田 市

新庄市

最 上 郡

東田川郡

飽 海 郡

福島県

第 一 区

福島市

相 馬 市

南相馬市

伊達市

伊達郡

相 馬 郡

第二区

郡山市

二本松市

本宮市

安 達 郡

第 三 区

白 河 市

須賀川市

田村市

岩 瀬 郡

西白河郡

東白川郡

石 川 郡

田村郡

第 四 区

会津若松市

喜多方市

南会津郡

耶 麻 郡

河 沼 郡

大 沼 郡

第 五 区

いわき市

双葉郡

茨 城 県

第 一 区

水 戸 市

本庁管内

水戸市役所赤塚出張所管内水戸市役所常澄出張所管内

下 妻 市

下妻、長塚、砂沼新田、坂本新田、大木新田、石の宮、堀篭、坂井、比毛、横根、平川戸、北大宝、大宝、大串、平沼、福田、下木戸、神明、若柳、下宮、数須、筑波島、下田、中郷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、半谷、大木、南原、上野、関本下、袋畑、古沢、小島、二本紀、今泉、中居指、新堀、加養、亀崎、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、安食、高道祖、本城町一丁目、本城町二丁目、本城町三丁目、小野子町一丁目、小野子町二丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、田町二丁目、田町二丁目

笠 間 市

笠間市役所笠間支所管内

常陸大宮市

御前山総合支所管内

筑 西 市

桜川市

東茨城郡

城里町

第 二 区

水戸市

第一区に属しない区域

笠 間 市

第一区に属しない区域

鹿嶋市

潮来市

神 栖 市

行 方 市

鉾 田 市

小美玉市

本庁管内

小美玉市役所小川総合支所管内

東茨城郡

茨城町

大洗町

第 三 区

龍ケ崎市

取 手 市

牛 久 市

守 谷 市

稲 敷 市

稲 敷 郡

北相馬郡

第 四 区

常陸太田市

ひたちなか市

常陸大宮市

第一区に属しない区域

那 珂 市

久 慈 郡

第 五 区

日 立 市

高 萩 市

北茨城市

那 珂 郡

第六区

土 浦 市

石 岡 市

つくば市

かすみがうら市

つくばみらい市

小美玉市

第二区に属しない区域

第七区

古 河 市

結 城 市

下 妻 市

第一区に属しない区域

常総市

坂 東 市

結 城 郡

猿 島 郡

栃木県

第 一 区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市と郷地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市後川地区市民センター管内 宇都宮市後川地区市民センター管内 宇都宮市で下ませいター管内 宇都宮市である市とセンター管内 宇都宮市である。 宇都宮市である。

下 野 市

薬師寺、成田、町田、谷地賀、下文狹、田中、仁良川、本吉田、別当河原、下吉田、磯部、中川島、上川島、上吉田、三王山、絹板、花田、下坪山、上坪山、東根、祇祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目

河 内 郡

第 二 区

宇都宮市

第一区に属しない区域

栃 木 市

西方町

鹿沼市

日 光 市

さくら市

塩 谷 郡

第 三 区

大田原市

矢 板 市

那須塩原市

那須烏山市

那 須 郡

第 四 区

栃 木 市

大平町

藤岡町

都賀町

小 山 市

真 岡 市

下野市

第一区に属しない区域

芳 賀 郡

下都賀郡

第 五 区

足利市

栃 木 市

第二区及び第四区に属しない区域

佐 野 市

群馬県

第 一 区

前 橋 市

桐生市

新里支所管内

黒保根支所管内

沼 田 市

渋 川 市

渋川市赤城総合支所管内

渋川市北橘総合支所管内

みどり市

みどり市東支所管内

利 根 郡

第 二 区

桐生市

第一区に属しない区域

伊勢崎市

太田市

藪塚町、山之神町、寄合町、大原町、六千石町、大久保町

みどり市

第一区に属しない区域

佐 波 郡

第 三 区

太田市

第二区に属しない区域

館林市

邑 楽 郡

第 四 区

高崎市

本庁管内

高崎市新町支所管内

高崎市吉井支所管内

藤岡市

多野郡

第 五 区

高崎市

第四区に属しない区域

渋 川 市

第一区に属しない区域

富岡市

安 中 市

北群馬郡

甘 楽 郡

吾 妻 郡

埼 玉 県

第 一 区

さいたま市

見沼区

浦和区

緑区

岩槻区

第 二 区

川口市

第 三 区

草加市

越谷市

第 四 区

朝霞市

志 木 市

和光市

新 座 市

第 五 区

さいたま市

西区

北区

大宮区

中央区

第六区

鴻巣市

本庁管内

吹上支所管内

上尾市

桶川市

北 本 市

北足立郡

第七区

川越市

富士見市

ふじみ野市

本庁管内

第 八 区

所 沢 市

ふじみ野市

第七区に属しない区域

入 間 郡

三芳町

第 九 区

飯 能 市

狭 山 市

入間市

日高市

入間郡

毛呂山町

越生町

第 十 区

東松山市

坂 戸 市

鶴ヶ島市

比企郡

第十一区

熊谷市

熊谷市役所江南行政センター管内

秩 父 市

本 庄 市

深谷市

秩 父 郡

児 玉 郡

大 里 郡

第十二区

熊谷市

第十一区に属しない区域

行 田 市

加須市

羽生市

鴻巣市

第六区に属しない区域

第十三区

春日部市

赤沼、一ノ割、一ノ割一丁目、一ノ割二丁目、一ノ割三丁目、一ノ割四丁目、牛島、 內牧、梅田、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田本町一丁目、梅田本町二 丁目、大枝、大沼一丁目、大沼二丁目、大沼三丁目、大沼四丁目、大沼五丁目、大 沼六丁目、大沼七丁目、大岩、大畑、粕壁、粕壁一丁目、粕壁三丁目、粕壁三丁目、 粕壁四丁目、粕壁東二丁目、粕壁東三丁目、粕壁東四丁目、粕壁東 五丁目、粕壁東六丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、栄町一丁目、栄町二丁目、栄 町三丁目、下大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間一丁目、中央一丁目、中央二丁 目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、 銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、豊野町三丁目、武里 中野、新方袋、西八木崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋掘、樋籠、備後西一丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東一丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町三丁目、緑町二丁目、南一丁目、南二丁目、緑町三丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南菜町、南中曽根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、六軒町

久 喜 市

本庁管内

久喜市菖蒲総合支所管内

蓮 田 市

白岡市

南埼玉郡

第十四区

春日部市

第十三区に属しない区域

久 喜 市

第十三区に属しない区域

八潮市

三郷市

幸手市

吉川市

北葛飾郡

第十五区

さいたま市

桜 区

南区

蕨市

戸田市

千 葉 県

第 一 区

千 葉 市

中央区

稲毛区

美浜区

第二区

千 葉 市

花見川区

習志野市

八千代市

第三区

千 葉 市

緑 区

市原市

第 四 区

船橋市

本庁管内

船橋市二宮出張所管内

船橋市芝山出張所管内

船橋市高根台出張所管内

船橋市習志野台出張所管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

本庁管内

四丁目、田尻五丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、上妙典

行徳支所管内

浦安市

第六区

市川市

第五区に属しない区域

松戸市

本庁管内

常盤平支所管内

六実支所管内

矢切支所管内

東部支所管内

第七区

松戸市

第六区に属しない区域

野田市

流山市

第 八 区

柏市

本庁管内

田中出張所管内

增尾出張所管内

富勢出張所管内

光ケ丘出張所管内

豊四季台出張所管内

南部出張所管内

西原出張所管内

松葉出張所管内

藤心出張所管内

柏駅前行政サービスセンター管内

我孫子市

第 九 区

千 葉 市

若葉区

```
佐 倉 市
```

四街道市

八 街 市

第 十 区

銚 子 市

成田市

旭 市

匝 瑳 市

香 取 市

香 取 郡

山 武 郡

横芝光町

篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、 母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂口、 篠本根切

第十一区

茂原市

東金市

勝浦市

山武市

いすみ市

大網白里市

山 武 郡

九十九里町

芝山町

横芝光町

第十区に属しない区域

長 生 郡

夷 隅 郡

第十二区

館山市

木更津市

鴨川市

君 津 市

富津市

袖ケ浦市

```
南房総市
```

安 房 郡

第十三区

船橋市

第四区に属しない区域

柏 市

第八区に属しない区域

鎌ケ谷市

印 西 市

白 井 市

富 里 市

印 旛 郡

東京都

第 一 区

千代田区

港区

新 宿 区

第二区

中 央 区

文 京 区

台 東 区

第三区

品 川 区

大 田 区

大田区嶺町特別出張所管内

大田区田園調布特別出張所管内

大田区鵜の木特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目に属する区域を除く。)

大田区雪谷特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内(千鳥一丁目、千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に限る。)

大島支庁管内

三宅支庁管内

八丈支庁管内

小笠原支庁管内

第 四 区

大 田 区

第三区に属しない区域

第五区

目 黒 区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内 世田谷区下馬まちづくりセンター管内 世田谷区上馬まちづくりセンター管内 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内 世田谷区九品仏まちづくりセンター管内 世田谷区等々力出張所管内 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 世田谷区用賀出張所管内 世田谷区飛賀出張所管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

第七区

渋 谷 区

中野区

第 八 区

杉 並 区

第 九 区

練 馬 区

豊玉上二丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉中四丁目、豊玉 南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五 丁目、豊玉北六丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村南一丁目、中村 南二丁目、中村南三丁目、中村北二丁目、中村北三丁目、中村北四 丁目、練馬一丁目、練馬二丁目、練馬三丁目、練馬四丁目、向山一丁目、向山二丁 目、向山三丁目、向山四丁目、貫井一丁目、貫井二丁目、貫井三丁目、貫井四丁目、 貫井五丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町 五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松三丁目、高松四丁目、高松 五丁目、高松六丁目、田柄三丁目(十四番から三十番までを除く。)、田柄五丁目 (二十一番から二十八番までを除く。)、光が丘二丁目、光が丘三丁目、光が丘四 丁目、光が丘五丁目、光が丘六丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭 町三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台 一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田 中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二 丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原一丁目、谷原二丁目、谷 原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、 三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁 目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井 台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、 石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二 丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大 泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六 丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西 大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉 三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁 目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁 目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、 大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関 町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南 一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上 石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、 関町東二丁目

第 十 区

豊島区

練 馬 区

第九区に属しない区域

第十一区

板 橋 区

第十二区

北区

足 立 区

入谷町、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、扇一丁目、扇三丁目、扇三丁目、興野一丁目、興野二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、

新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人公園、舎人町、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木一丁目、本木二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目

第十三区

足 立 区

第十二区に属しない区域

第十四区

墨田区

荒川区

第十五区

江 東 区

第十六区

江戸川区

本庁管内(上一色三丁目に属する区域を除く。)

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区

葛 飾 区

江戸川区

第十六区に属しない区域

第十八区

武蔵野市

府 中 市

小金井市

第十九区

小 平 市

国分寺市

国立市

西東京市

第二十区

東村山市

東大和市

清 瀬 市

東久留米市

武蔵村山市

第二十一区

立 川 市

昭 島 市

日 野 市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛 江 市

稲 城 市

第二十三区

町田市

多摩市

第二十四区

八王子市

第二十五区

青 梅 市

福 生 市

羽村市

あきる野市

西多摩郡

神奈川県

第 一 区

横浜市

中 区

磯子区

金沢区

第二区

横浜市

西 区

南 区

港南区

第 三 区

横浜市

鶴見区

神奈川区

第 四 区

横浜市

栄 区

鎌倉市

逗 子 市

三 浦 郡

第 五 区

横浜市

戸塚区

泉 区

瀬谷区

第六区

横浜市

保土ケ谷区

旭 区

第 七 区

横浜市

港北区

都筑区

第 八 区

横浜市

緑区

青葉区

第 九 区

川崎市

多摩区

麻生区

第 十 区

川崎市

川崎区

幸区

中原区

新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、

丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第十一区

横須賀市

三浦市

第十二区

藤沢市

高 座 郡

第十三区

大 和 市

海老名市

座間市

綾 瀬 市

第十四区

相模原市

緑区

相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本三丁目、西橋本三丁目、西橋本三丁目、西橋本一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本七丁目、橋本七丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、橋本十丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、元橋本町

中央区

南区

旭町、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町九丁目、上鶴間本町九丁目、上鶴間本町九丁目、上鶴間本町九丁目、上鶴間本町九丁目、上

第十五区

平塚市

茅ヶ崎市

中 郡

第十六区

相模原市

緑 区

第十四区に属しない区域

南 区

第十四区に属しない区域

厚木市

伊勢原市

愛 甲 郡

第十七区

小田原市

秦野市

南足柄市

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

新潟県

```
第 一 区
```

新潟市

北区

本庁管内(細山に属する区域に限る。)

北区役所北出張所管内(すみれ野四丁目に属する区域を除く。)

東 区

本庁管内

東区役所石山出張所管内(亀田中島四丁目 に属する区域を除く。)

中央区

本庁管内

中央区役所東出張所管内

中央区役所南出張所管内 (鵜ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。)

江南区

本庁管内

天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、栗山、姥ケ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曽川、楚川、曽野木一丁目、曽野木二丁目、太右エ門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川一丁目、両川二丁目、和田、割野

南区

本庁管内(天野に属する区域に限る。)

西 区

本庁管内

西区役所西出張所管内(四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。) 西区役所黒埼出張所管内

第二区

新 潟 市

南 区

南区役所味方出張所管内

南区役所月潟出張所管内

西 区

第一区に属しない区域

西蒲区

長岡市

本庁管内(西津町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において三島郡越

```
路町の区域であつた区域に限る。)
  長岡市越路支所管内
  長岡市三島支所管内
  長岡市小国支所管内
 長岡市和島支所管内
 長岡市寺泊支所管内
 長岡市与板支所管内
柏崎市
燕 市
佐 渡 市
西蒲原郡
 三 島 郡
刈 羽 郡
第三区
新 潟 市
 北 区
   本庁管内(細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。)
   北区役所北出張所管内(すみれ野四丁目に属する区域に限る。)
新発田市
村 上 市
五泉市
阿賀野市
胎内市
北蒲原郡
東蒲原郡
岩 船 郡
第 四 区
新 潟 市
 北 区
  第一区及び第三区に属しない区域
  東 区
  第一区に属しない区域
  中央区
   第一区に属しない区域
  江南区
   第一区に属しない区域
```

```
秋葉区
```

南 区

第一区及び第二区に属しない区域

長 岡 市

長岡市中之島支所管内(押切川原町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日 において長岡市の区域であつた区域を除く。)

長岡市栃尾支所管内

三条市

加茂市

見附市

南蒲原郡

第 五 区

長岡市

第二区及び第四区に属しない区域

小千谷市

魚 沼 市

南魚沼市

南魚沼郡

第六区

十日町市

糸魚川市

妙高市

上越市

中魚沼郡

富 山 県

第 一 区

富山市

本庁管内

第 二 区

富山市

第一区に属しない区域

魚 津 市

滑川市

黒 部 市

中新川郡

下新川郡

```
第 三 区
```

高 岡 市

氷 見 市

砺 波 市

小矢部市

南砺市

射 水 市

石 川 県

第 一 区

金 沢 市

第 二 区

小 松 市

加賀市

白 山 市

能 美 市

野々市市

能美郡

第 三 区

七尾市

輪島市

珠 洲 市

羽咋市

かほく市

河 北 郡

羽咋郡

鹿 島 郡

鳳 珠 郡

福 井 県

第 一 区

福 井 市

大 野 市

勝山市

あわら市

坂 井 市

吉 田 郡

第二区

敦賀市

小 浜 市

鯖 江 市

越前市

今 立 郡

南条郡

丹 生 郡

三 方 郡

大 飯 郡

三方上中郡

山 梨 県

第 一 区

甲府市

韮 崎 市

南アルプス市

北 杜 市

甲斐市

中央市

西八代郡

南巨摩郡

中巨摩郡

第二区

富士吉田市

都留市

山 梨 市

大 月 市

笛吹市

上野原市

甲州市

南都留郡

北都留郡

長 野 県

第 一 区

長 野 市

本庁管内

長野市篠ノ井支所管内

長野市松代支所管内 長野市若穂支所管内 長野市川中島支所管内 長野市更北支所管内 長野市七二会支所管内 長野市信更支所管内 長野市古里支所管内 長野市柳原支所管内 長野市浅川支所管内 長野市大豆島支所管内 長野市朝陽支所管内 長野市若槻支所管内 長野市長沼支所管内 長野市安茂里支所管内 長野市小田切支所管内 長野市芋井支所管内 長野市芹田支所管内 長野市古牧支所管内 長野市三輪支所管内 長野市吉田支所管内

須 坂 市

中野市

飯山市

上高井郡

下高井郡

下水内郡

第二区

長 野 市

第一区に属しない区域

松本市

大 町 市

安曇野市

東筑摩郡

北安曇郡

上水内郡

第 三 区

上田市

小 諸 市

佐 久 市

千 曲 市

東御市

南佐久郡

北佐久郡

小 県 郡

埴 科 郡

第 四 区

岡 谷 市

諏 訪 市

茅野市

塩 尻 市

諏 訪 郡

木 曽 郡

第五区

飯田市

伊 那 市

駒ヶ根市

上伊那郡

下伊那郡

岐阜県

第 一 区

岐阜市

本庁管内

岐阜市役所西部事務所管内 岐阜市役所東部事務所管内 岐阜市役所北部事務所管内 岐阜市役所南部東事務所管内 岐阜市役所南部西事務所管内 岐阜市役所南部西事務所管内 岐阜市役所日光事務所管内

第 二 区

大 垣 市

海津市

養老郡

不 破 郡

安 八 郡

揖 斐 郡

第 三 区

岐阜市

第一区に属しない区域

関 市

美 濃 市

羽島市

各務原市

山県市

瑞穂市

本 巣 市

羽 島 郡

本 巣 郡

第 四 区

高山市

美濃加茂市

可児市

飛騨市

郡上市

下呂市

加 茂 郡

可 児 郡

大 野 郡

第 五 区

多治見市

中津川市

瑞浪市

恵 那 市

土 岐 市

静岡県

第 一 区

静岡市

葵 区

本庁管内(瀬名川三丁目(五番二十五号及び五番五十号から五番五十九号までに

限る。) に属する区域を除く。)

葵区役所井川支所管内

駿河区

本庁管内(谷田に属する区域のうち、平成十五年三月三十一日において清水市の 区域であった区域を除く。)

駿河区役所長田支所管内

清水区

本庁管内(楠(六百九十四番地一及び六百九十四番地三に限る。)に属する区域 に限る。)

第 二 区

島田市

焼 津 市

藤枝市

御前崎市

御前崎支所管内

牧之原市

榛 原 郡

第三区

浜 松 市

天竜区

春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸

磐田市

掛川市

袋井市

御前崎市

第二区に属しない区域

菊川市

周智郡

第 四 区

静岡市

葵 区

第一区に属しない区域

駿河区

```
清水区
   第一区に属しない区域
 富士宮市
 富士市
 木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目
第 五 区
 三島市
 富士市
 第四区に属しない区域
御殿場市
裾 野 市
伊豆の国市
 本庁管内
田 方 郡
駿 東 郡
 小山町
第六区
沼 津 市
熱海市
伊 東 市
 下田市
伊 豆 市
伊豆の国市
 第五区に属しない区域
賀 茂 郡
駿 東 郡
 清水町
 長泉町
第七区
 浜 松 市
  中 区(西丘町及び花川町に属する区域に限る。)
  西 区
  南区(高塚町、増楽町、若林町及び東若林町に属する区域に限る。)
  北 区
  浜北区
```

第一区に属しない区域

```
天竜区
```

第三区に属しない区域

湖西市

第 八 区

浜 松 市

中 区

第七区に属しない区域

東 区

南 区

第七区に属しない区域

愛 知 県

第 一 区

名古屋市

東 区

北区

西 区

中 区

第二区

名古屋市

千種区

守山区

名東区

第 三 区

名古屋市

昭和区

緑区

天白区

第 四 区

名古屋市

瑞穂区

熱田区

港区

南 区

第 五 区

名古屋市

中村区

中川区

清 須 市

北名古屋市

西春日井郡

第六区

春日井市

犬山市

小 牧 市

第七区

瀬戸市

大 府 市

尾張旭市

豊明市

日 進 市

長久手市

愛 知 郡

第 八 区

半 田 市

常滑市

東海市

知 多 市

知 多 郡

第 九 区

一宮市

本庁管内

起、開明、上祖父江、北今、小信中島、三条、玉野、冨田、西五城、西中野、西中野番外、西萩原、蓮池、東五城、東加賀野井、明地、祐久、篭屋一丁目、篭屋二丁目、篭屋三丁目、篭屋四丁目、篭屋五丁目

津島市

稲 沢 市

愛 西 市

弥 富 市

あま市

海部郡

第 十 区

一宮市

```
第九区に属しない区域
```

江 南 市

岩 倉 市

丹 羽 郡

第十一区

豊田市

旭地域自治区

足助地域自治区

小原地域自治区

上郷地域自治区

举母地域自治区

猿投地域自治区

下山地域自治区

高岡地域自治区

高橋地域自治区

藤岡地域自治区

松平地域自治区

みよし市

第十二区

岡崎市

西尾市

額田郡

第十三区

碧南市

刈谷市

安 城 市

知 立 市

高浜市

第十四区

豊川市

豊田市

第十一区に属しない区域

蒲郡市

新 城 市

北設楽郡

第十五区

豊橋市田原市三重県

第 一 区

津 市

本庁管内

津市河芸総合支所管内 津市芸濃総合支所管内 津市美里総合支所管内 津市安濃総合支所管内 津市高野尾出張所管内 津市大里出張所管内 津市一身田出張所管内 津市白塚出張所管内 津市栗真出張所管内 津市安東出張所管内 津市櫛形出張所管内 津市片田出張所管内 津市神戸出張所管内 津市藤水出張所管内 津市高茶屋出張所管内 津市雲出出張所管内

 名 張 市

 伊 賀 市

第二区

四日市市

四日市市常磐地区市民センター管内四日市市日永地区市民センター管内四日市市四郷地区市民センター管内四日市市内部地区市民センター管内四日市市塩浜地区市民センター管内四日市市小山田地区市民センター管内四日市市桜地区市民センター管内四日市市河原田地区市民センター管内四日市市水沢地区市民センター管内四日市市水沢地区市民センター管内

四日市市中部地区市民センター管内 四日市市楠総合支所管内

鈴鹿市

亀 山 市

第 三 区

四日市市

第二区に属しない区域

桑名市

いなべ市

桑名郡

員 弁 郡

三 重 郡

第 四 区

津 市

第一区に属しない区域

松阪市

多気郡

第 五 区

伊 勢 市

尾鷲市

鳥羽市

熊野市

志摩市

度 会 郡

北牟婁郡

南牟婁郡

滋賀県

第 一 区

大 津 市

高島市

第二区

彦 根 市

長 浜 市

東近江市

東近江市愛東支所管内

東近江市湖東支所管内

米 原 市

愛 知 郡

犬 上 郡

第 三 区

草津市

守 山 市

栗 東 市

野 洲 市

第 四 区

近江八幡市

甲賀市

湖南市

東近江市

第二区に属しない区域

蒲 生 郡

京都府

第 一 区

京 都 市

北区

上京区

中京区

下京区

南区

第二区

京都市

左京区

東山区

山科区

第 三 区

京都市

伏見区

向 日 市

長岡京市

乙 訓 郡

第 四 区

京 都 市

右京区

西京区

亀 岡 市

南丹市

船井郡

第 五 区

福知山市

舞鶴市

綾 部 市

宮 津 市

京丹後市

与 謝 郡

第六区

宇 治 市

1 11 11-

城 陽 市

八幡市

京田辺市

木津川市

久 世 郡

綴 喜 郡

相 楽 郡

大 阪 府

第 一 区

大 阪 市

中央区

西 区

港区

天王寺区

浪速区

生野区

第二区

大 阪 市

阿倍野区

東住吉区

平野区

第 三 区

大 阪 市

大正区

住之江区

住吉区

西成区

第 四 区

大 阪 市

北区

都島区

福島区

東成区

城東区

第 五 区

大 阪 市

此花区

西淀川区

淀川区

東淀川区

第六区

大 阪 市

旭 区

鶴見区

守口市

門 真 市

第 七 区

吹田市

摂 津 市

第 八 区

豊中市

第 九 区

池田市

茨 木 市

箕 面 市

豊 能 郡

第 十 区

高 槻 市

三 島 郡

第十一区

枚 方 市

交 野 市

第十二区

寝屋川市

大 東 市

四條畷市

第十三区

東大阪市

第十四区

八尾市

柏原市

羽曳野市

藤井寺市

第十五区

堺 市

美原区

富田林市

河内長野市

松原市

大阪狭山市

南河内郡

第十六区

堺 市

堺 区

東 区

北区

第十七区

堺 市

中 区

西 区

南区

第十八区

岸和田市

泉大津市

和泉市

高 石 市

泉北郡

第十九区

貝 塚 市

泉佐野市

泉南市

阪 南 市

泉南郡

兵 庫 県

第 一 区

神戸市

東灘区

灘 区

中央区

第二区

神 戸 市

兵庫区

北区

長田区

第 三 区

神戸市

須磨区

垂水区

第 四 区

神戸市

西区

西 脇 市

三木市

小 野 市

加西市

加東市

多可郡

第 五 区

豊岡市

三田市

篠山市

養父市

丹 波 市

朝来市

川辺郡

美 方 郡

第六区

伊丹市

宝塚市

川西市

第七区

西宮市

芦屋市

第 八 区

尼崎市

第 九 区

明石市

洲本市

南あわじ市

淡 路 市

第十区

加古川市

高 砂 市

加古郡

第十一区

姫 路 市

相野、青山、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北二丁目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干区與浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干区垣内西町、網干区垣内東町、網干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区北新在家、網干区坂出、網干区坂上、網干区新在家、網干区田井、網干区市出、網干区津市場、網干区浜田、網干区福井、網干区宮内、網干区余子浜、網干区和久、嵐山町、飯田、飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、生野町、石倉、市川台一丁目、市川台二丁目、市川台三丁目、市川橋通一丁目、市川橋通二丁目、市之郷、市

之郷町一丁目、市之郷町二丁目、市之郷町三丁目、市之郷町四丁目、伊伝居、威徳 寺町、井ノ口、今宿、岩端町、魚町、打越、梅ケ枝町、梅ケ谷町、駅前町、太市中、 大塩町、大塩町汐咲一丁目、大塩町汐咲二丁目、大塩町汐咲三丁目、大塩町宮前、 大津区恵美酒町一丁目、大津区恵美酒町二丁目、大津区大津町一丁目、大津区大津 町二丁目、大津区大津町三丁目、大津区大津町四丁目、大津区勘兵衛町一丁目、大 津区勘兵衛町二丁目、大津区勘兵衛町三丁目、大津区勘兵衛町四丁目、大津区勘兵 衛町五丁目、大津区北天満町、大津区吉美、大津区新町一丁目、大津区新町二丁目、 大津区天神町一丁目、大津区天神町二丁目、大津区天満、大津区長松、大津区西土 井、大津区平松、大津区真砂町、大野町、岡田、岡町、奥山、鍵町、柿山伏、鍛冶 町、片田町、刀出、刀出栄立町、勝原区朝日谷、勝原区大谷、勝原区勝原町、勝原 区勝山町、勝原区熊見、勝原区下太田、勝原区宮田、勝原区山戸、勝原区丁、金屋 町、兼田、上大野一丁目、上大野二丁目、上大野三丁目、上大野四丁目、上大野五 丁目、上大野六丁目、上大野七丁目、上片町、上手野、神屋町、神屋町一丁目、神 屋町二丁目、神屋町三丁目、神屋町四丁目、神屋町五丁目、神屋町六丁目、亀井町、 亀山、亀山一丁目、亀山二丁目、川西、川西台、神田町一丁目、神田町二丁目、神 田町三丁目、神田町四丁目、北今宿一丁目、北今宿二丁目、北今宿三丁目、北新在 家一丁目、北新在家二丁目、北新在家三丁目、北原、北平野一丁目、北平野二丁目、 北平野三丁目、北平野四丁目、北平野五丁目、北平野六丁目、北平野奥垣内、北平 野台町、北平野南の町、北八代一丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北夢前台 二丁目、木場、木場十八反町、木場前中町、木場前七反町、京口町、京町一丁目、 京町二丁目、京町三丁目、楠町、久保町、栗山町、車崎一丁目、車崎二丁目、車崎 三丁目、景福寺前、国府寺町、五軒邸一丁目、五軒邸二丁目、五軒邸三丁目、五軒 邸四丁目、小姓町、琴岡町、古二階町、河間町、呉服町、米屋町、小利木町、五郎 右衛門邸、紺屋町、西庄、材木町、幸町、堺町、坂田町、坂元町、定元町、三左衛 門堀西の町、三左衛門堀東の町、三条町一丁目、三条町二丁目、塩町、飾磨区英賀、 飾磨区英賀春日町一丁目、飾磨区英賀春日町二丁目、飾磨区英賀清水町一丁目、飾 磨区英賀清水町二丁目、飾磨区英賀清水町三丁目、飾磨区英賀西町一丁目、飾磨区 英賀西町二丁目、飾磨区英賀西町三丁目、飾磨区英賀東町一丁目、飾磨区英賀東町 二丁目、飾磨区英賀保駅前町、飾磨区英賀宮台、飾磨区英賀宮町一丁目、飾磨区英 賀宮町二丁目、飾磨区阿成、飾磨区阿成植木、飾磨区阿成鹿古、飾磨区阿成下垣内、 飾磨区阿成中垣内、飾磨区阿成渡場、飾磨区今在家、飾磨区今在家二丁目、飾磨区 今在家三丁目、飾磨区今在家四丁目、飾磨区今在家五丁目、飾磨区今在家六丁目、 飾磨区今在家七丁目、飾磨区今在家北一丁目、飾磨区今在家北二丁目、飾磨区今在 家北三丁目、飾磨区入船町、飾磨区恵美酒、飾磨区大浜、飾磨区粕谷新町、飾磨区 構、飾磨区構一丁目、飾磨区構二丁目、飾磨区構三丁目、飾磨区構四丁目、飾磨区 構五丁目、飾磨区鎌倉町、飾磨区上野田一丁目、飾磨区上野田二丁目、飾磨区上野

田三丁目、飾磨区上野田四丁目、飾磨区上野田五丁目、飾磨区上野田六丁目、飾磨 区亀山、飾磨区加茂、飾磨区加茂北、飾磨区加茂東、飾磨区加茂南、飾磨区御幸、 飾磨区栄町、飾磨区三和町、飾磨区思案橋、飾磨区清水、飾磨区清水一丁目、飾磨 区清水二丁目、飾磨区清水三丁目、飾磨区下野田一丁目、飾磨区下野田二丁目、飾 磨区下野田三丁目、飾磨区下野田四丁目、飾磨区城南町一丁目、飾磨区城南町二丁 目、飾磨区城南町三丁目、飾磨区須加、飾磨区高町、飾磨区高町一丁目、飾磨区高 町二丁目、飾磨区蓼野町、飾磨区玉地、飾磨区玉地一丁目、飾磨区付城、飾磨区付 城一丁目、飾磨区付城二丁目、飾磨区天神、飾磨区都倉一丁目、飾磨区都倉二丁目、 飾磨区都倉三丁目、飾磨区中島、飾磨区中島一丁目、飾磨区中島二丁目、飾磨区中 島三丁目、飾磨区中野田一丁目、飾磨区中野田二丁目、飾磨区中野田三丁目、飾磨 区中野田四丁目、飾磨区中浜町一丁目、飾磨区中浜町二丁目、飾磨区中浜町三丁目、 飾磨区西浜町一丁目、飾磨区西浜町二丁目、飾磨区西浜町三丁目、飾磨区野田町、 飾磨区東堀、飾磨区富士見ケ丘町、飾磨区細江、飾磨区堀川町、飾磨区宮、飾磨区 三宅一丁目、飾磨区三宅二丁目、飾磨区三宅三丁目、飾磨区妻鹿、飾磨区妻鹿東海 町、飾磨区妻鹿常盤町、飾磨区妻鹿日田町、飾磨区矢倉町一丁目、飾磨区矢倉町二 丁目、飾磨区山崎、飾磨区山崎台、飾磨区若宮町、飾西、飾西台、飾東町大釜、飾 東町大釜新、飾東町小原、飾東町小原新、飾東町唐端新、飾東町北野、飾東町北山、 飾東町清住、飾東町佐良和、飾東町塩崎、飾東町志吹、飾東町庄、飾東町豊国、飾 東町八重畑、飾東町山崎、飾東町夕陽ケ丘、四郷町明田、四郷町上鈴、四郷町坂元、 四郷町中鈴、四郷町東阿保、四郷町本郷、四郷町見野、四郷町山脇、東雲町一丁目、 東雲町二丁目、東雲町三丁目、東雲町四丁目、東雲町五丁目、東雲町六丁目、忍町、 実法寺、下手野一丁目、下手野二丁目、下手野三丁目、下手野四丁目、下手野五丁 目、下手野六丁目、下寺町、十二所前町、庄田、城東町、城東町京口台、城東町五 軒屋、城東町清水、城東町竹之門、城東町中河原、城東町野田、城東町毘沙門、城 北新町一丁目、城北新町二丁目、城北新町三丁目、城北本町、書写、書写台一丁目、 書写台二丁目、書写台三丁目、白国、白国一丁目、白国二丁目、白国三丁目、白国 四丁目、白国五丁目、白浜町、白浜町宇佐崎北一丁目、白浜町宇佐崎北二丁目、白 浜町宇佐崎北三丁目、白浜町宇佐崎中一丁目、白浜町宇佐崎中二丁目、白浜町宇佐 崎中三丁目、白浜町宇佐崎南一丁目、白浜町宇佐崎南二丁目、白浜町神田一丁目、 白浜町神田二丁目、白浜町寺家一丁目、白浜町寺家二丁目、白浜町灘浜、白銀町、 城見台一丁目、城見台二丁目、城見台三丁目、城見台四丁目、城見町、新在家、新 在家一丁目、新在家二丁目、新在家三丁目、新在家四丁目、新在家中の町、新在家 本町一丁目、新在家本町二丁目、新在家本町三丁目、新在家本町四丁目、新在家本 町五丁目、新在家本町六丁目、神和町、菅生台、総社本町、大黒壱丁町、大寿台一 丁目、大寿台二丁目、大善町、田井台、高岡新町、高尾町、鷹匠町、竹田町、龍野 町一丁目、龍野町二丁目、龍野町三丁目、龍野町四丁目、龍野町五丁目、龍野町六

丁目、立町、田寺一丁目、田寺二丁目、田寺三丁目、田寺四丁目、田寺五丁目、田 寺六丁目、田寺七丁目、田寺八丁目、田寺東一丁目、田寺東二丁目、田寺東三丁目、 田寺東四丁目、田寺山手町、玉手、玉手一丁目、玉手二丁目、玉手三丁目、玉手四 丁目、地内町、中地、中地南町、町田、町坪、町坪南町、千代田町、継、佃町、辻 井一丁目、辻井二丁目、辻井三丁目、辻井四丁目、辻井五丁目、辻井六丁目、辻井 七丁目、辻井八丁目、辻井九丁目、土山一丁目、土山二丁目、土山三丁目、土山四 丁目、土山五丁目、土山六丁目、土山七丁目、土山東の町、手柄、手柄一丁目、手 柄二丁目、天神町、東郷町、同心町、豆腐町、砥堀、苫編、苫編南一丁目、苫編南 二丁目、豊沢町、豊富町甲丘一丁目、豊富町甲丘二丁目、豊富町甲丘三丁目、豊富 町甲丘四丁目、豊富町神谷、豊富町豊富、豊富町御蔭、名古山町、南条、南条一丁 目、南条二丁目、南条三丁目、二階町、西今宿一丁目、西今宿二丁目、西今宿三丁 目、西今宿四丁目、西今宿五丁目、西今宿六丁目、西今宿七丁目、西今宿八丁目、 西駅前町、西新在家一丁目、西新在家二丁目、西新在家三丁目、西新町、西大寿台、 西中島、西二階町、西延末、西八代町、西夢前台一丁目、西夢前台二丁目、西夢前 台三丁目、西脇、仁豊野、農人町、南畝町、南畝町一丁目、南畝町二丁目、野里、 野里上野町一丁目、野里上野町二丁目、野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、 野里寺町、野里中町、野里東同心町、野里東町、野里堀留町、野里大和町、延末、 延末一丁目、白鳥台一丁目、白鳥台二丁目、白鳥台三丁目、博労町、橋之町、花影 町一丁目、花影町二丁目、花影町三丁目、花影町四丁目、花田町一本松、花田町小 川、花田町加納原田、花田町上原田、花田町高木、花田町勅旨、林田町大堤、林田 町奥佐見、林田町上伊勢、林田町上構、林田町口佐見、林田町久保、林田町下伊勢、 林田町下構、林田町新町、林田町中構、林田町中山下、林田町林田、林田町林谷、 林田町松山、林田町六九谷、林田町八幡、林田町山田、東今宿一丁目、東今宿二丁 目、東今宿三丁目、東今宿四丁目、東今宿五丁目、東今宿六丁目、東駅前町、東辻 井一丁目、東辻井二丁目、東辻井三丁目、東辻井四丁目、東延末、東延末一丁目、 東延末二丁目、東延末三丁目、東延末四丁目、東延末五丁目、東山、東夢前台一丁 目、東夢前台二丁目、東夢前台三丁目、日出町一丁目、日出町二丁目、日出町三丁 目、平野町、広畑区吾妻町一丁目、広畑区吾妻町二丁目、広畑区吾妻町三丁目、広 烟区大町一丁目、広畑区大町二丁目、広畑区大町三丁目、広畑区蒲田、広畑区蒲田 一丁目、広畑区蒲田二丁目、広畑区蒲田三丁目、広畑区蒲田四丁目、広畑区蒲田五 丁目、広畑区北河原町、広畑区北野町一丁目、広畑区北野町二丁目、広畑区京見町、 広畑区小坂、広畑区小松町一丁目、広畑区小松町二丁目、広畑区小松町三丁目、広 畑区小松町四丁目、広畑区才、広畑区清水町一丁目、広畑区清水町二丁目、広畑区 清水町三丁目、広畑区城山町、広畑区末広町一丁目、広畑区末広町二丁目、広畑区 末広町三丁目、広畑区正門通一丁目、広畑区正門通二丁目、広畑区正門通三丁目、 広畑区正門通四丁目、広畑区高浜町一丁目、広畑区高浜町二丁目、広畑区高浜町三

丁目、広畑区高浜町四丁目、広畑区鶴町一丁目、広畑区鶴町二丁目、広畑区長町一 丁目、広畑区長町二丁目、広畑区西蒲田、広畑区西夢前台四丁目、広畑区西夢前台 五丁目、広畑区西夢前台六丁目、広畑区西夢前台七丁目、広畑区西夢前台八丁目、 広畑区則直、広畑区早瀬町一丁目、広畑区早瀬町二丁目、広畑区早瀬町三丁目、広 畑区東新町一丁目、広畑区東新町二丁目、広畑区東新町三丁目、広畑区東夢前台四 丁目、広畑区富士町、広畑区本町一丁目、広畑区本町二丁目、広畑区本町三丁目、 広畑区本町四丁目、広畑区本町五丁目、広畑区本町六丁目、広畑区夢前町一丁目、 広畑区夢前町二丁目、広畑区夢前町三丁目、広畑区夢前町四丁目、広峰一丁目、広 峰二丁目、広嶺山、福居町、福沢町、福中町、福本町、藤ケ台、双葉町、船丘町、 船津町、船橋町二丁目、船橋町三丁目、船橋町四丁目、船橋町五丁目、船橋町六丁 目、別所町家具町、別所町北宿、別所町小林、別所町佐土、別所町佐土一丁目、別 所町佐土二丁目、別所町佐土三丁目、別所町佐土新、別所町別所、別所町別所一丁 目、別所町別所二丁目、別所町別所三丁目、別所町別所四丁目、別所町別所五丁目、 北条、北条一丁目、北条梅原町、北条口一丁目、北条口二丁目、北条口三丁目、北 条口四丁目、北条口五丁目、北条永良町、北条宮の町、保城、坊主町、峰南町、本 町、増位新町一丁目、増位新町二丁目、増位本町一丁目、増位本町二丁目、的形町 福泊、的形町的形、丸尾町、御国野町国分寺、御国野町御着、御国野町西御着、御 国野町深志野、神子岡前一丁目、神子岡前二丁目、神子岡前三丁目、神子岡前四丁 目、御立北一丁目、御立北二丁目、御立北三丁目、御立北四丁目、御立中一丁目、 御立中二丁目、御立中三丁目、御立中四丁目、御立中五丁目、御立中六丁目、御立 中七丁目、御立中八丁目、御立西一丁目、御立西二丁目、御立西三丁目、御立西四 丁目、御立西五丁目、御立西六丁目、御立東一丁目、御立東二丁目、御立東三丁目、 御立東四丁目、御立東五丁目、御立東六丁目、緑台一丁目、緑台二丁目、南今宿、 南駅前町、南車崎一丁目、南車崎二丁目、南新在家、南町、南八代町、宮上町一丁 目、宮上町二丁目、宮西町一丁目、宮西町二丁目、宮西町三丁目、宮西町四丁目、 睦町、元塩町、元町、八家、八木町、八代、八代東光寺町、八代本町一丁目、八代 本町二丁目、八代緑ケ丘町、八代宮前町、安田一丁目、安田二丁目、安田三丁目、 安田四丁目、柳町、山田町北山田、山田町多田、山田町西山田、山田町牧野、山田 町南山田、山野井町、山畑新田、山吹一丁目、山吹二丁目、吉田町、米田町、余部 区上川原、余部区上余部、余部区下余部、六角、若菜町一丁目、若菜町二丁目、綿 町

第十二区

姫 路 市

第十一区に属しない区域

相生市

赤 穂 市

宍 粟 市

たつの市

神崎郡

揖 保 郡

赤穂郡

佐 用 郡

奈 良 県

第 一 区

奈 良 市

本庁管内

奈良市西部出張所管内

奈良市北部出張所管内

奈良市東部出張所管内

奈良市月ヶ瀬行政センター管内

第 二 区

奈 良 市

第一区に属しない区域

大和郡山市

天 理 市

生 駒 市

山 辺 郡

生 駒 郡

第 三 区

大和高田市

御所市

香 芝 市

葛 城 市

磯 城 郡

北葛城郡

第 四 区

橿原市

桜 井 市

五條市

宇 陀 市

宇 陀 郡

高 市 郡

吉 野 郡

和 歌 山 県

第 一 区

和歌山市

第二区

海 南 市

橋 本 市

有 田 市

紀の川市

岩 出 市

海 草 郡

伊 都 郡

第三区

御坊市

田 辺 市

新 宮 市

有 田 郡

日 高 郡

西牟婁郡

東牟婁郡

鳥取県

第 一 区

鳥 取 市

倉 吉 市

岩 美 郡

八頭郡

東 伯 郡

三朝町

第二区

米 子 市

境 港 市

東 伯 郡

湯梨浜町

琴浦町

北栄町

西 伯 郡

日 野 郡

島根県

第 一 区

松江市

出雲市

平田支所管内

安 来 市

雲 南 市

雲南市大東総合センター管内 雲南市加茂総合センター管内 雲南市木次総合センター管内

仁 多 郡

隠 岐 郡

第二区

浜 田 市

出雲市

第一区に属しない区域

益田市

大 田 市

江 津 市

雲南市

第一区に属しない区域

飯 石 郡

邑 智 郡

鹿 足 郡

岡山県

第 一 区

岡山市

北 区

本庁管内(祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。)

北区役所御津支所管内

北区役所建部支所管内

南 区

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四 丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、 海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二 丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曽根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港公かり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島二丁目、福島一丁目、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富西三丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町

加賀郡

吉備中央町

本庁管内

広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、 細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森 吉備中央町役場井原出張所管内

第 二 区

岡山市

北 区

第一区に属しない区域

中 区

東 区

本庁管内

南 区

第一区に属しない区域

玉 野 市

瀬戸内市

第 三 区

岡山市

東 区

第二区に属しない区域

津 山 市

備前市

赤磐市

真 庭 市

本庁管内

真庭市蒜山振興局管内 真庭市落合支局管内 真庭市勝山支局管内 真庭市美甘支局管内 真庭市湯原支局管内

美 作 市

和気郡

真 庭 郡

苫 田 郡

勝田郡

英田郡

久 米 郡

第 四 区

倉 敷 市

本庁管内

倉敷市児島支所管内 倉敷市玉島支所管内 倉敷市水島支所管内 倉敷市庄支所管内 倉敷市茶屋町支所管内

都 窪 郡

第 五 区

倉 敷 市

第四区に属しない区域

笠 岡 市

井 原 市

総社市

高梁市

新見市

真 庭 市

第三区に属しない区域

浅 口 市

浅 口 郡

小 田 郡

加賀郡

吉備中央町

第一区に属しない区域

広 島 県

第 一 区

広島市

中 区

東 区

南区

第 二 区

広島市

西 区

佐伯区

大 竹 市

廿日市市

江田島市

本庁管内

江田島市沖美支所管内

江田島市大柿支所管内

江田島市鹿川出張所管内

江田島市高田出張所管内

第 三 区

広島市

安佐南区

安佐北区

安芸高田市

山県郡

第 四 区

広島市

安芸区

三原市

三原市大和支所管内

東広島市

本庁管内

東広島市八本松出張所管内

東広島市志和出張所管内

東広島市高屋出張所管内

東広島市黒瀬支所管内

東広島市福富支所管内 東広島市豊栄支所管内 東広島市河内支所管内

安 芸 郡

第 五 区

呉 市

竹 原 市

三 原 市

三原市本郷支所管内

尾道市

尾道市役所瀬戸田支所管内

東広島市

第四区に属しない区域

江田島市

第二区に属しない区域

豊 田 郡

第六区

三原市

第四区及び第五区に属しない区域

尾道市

第五区に属しない区域

府 中 市

三次市

庄 原 市

世羅郡

神 石 郡

第七区

福山市

山口県

第 一 区

山口市

山口市山口総合支所管内

山口市小郡総合支所管内

山口市秋穂総合支所管内

山口市阿知須総合支所管内

山口市徳地総合支所管内

防府市

周南市

本庁管内

周南市新南陽総合支所管内

周南市鹿野総合支所管内

周南市櫛浜支所管内

周南市鼓南支所管内

周南市久米支所管内

周南市菊川支所管内

周南市夜市支所管内

周南市戸田支所管内

周南市湯野支所管内

周南市大津島支所管内

周南市向道支所管内

周南市長穂支所管内

周南市須々万支所管内

周南市中須支所管内

周南市須金支所管内

第二区

下 松 市

岩 国 市

光 市

柳井市

周南市

第一区に属しない区域

大 島 郡

玖 珂 郡

熊 毛 郡

第 三 区

宇部市

山口市

第一区に属しない区域

萩 市

美祢市

山陽小野田市

阿武郡

第 四 区

下 関 市

長 門 市

徳 島 県

第 一 区

徳 島 市

小松島市

阿南市

勝 浦 郡

名 東 郡

名 西 郡

那 賀 郡

海 部 郡

第 二 区

鳴門市

吉野川市

阿 波 市

美 馬 市

三 好 市

板 野 郡

美 馬 郡

三 好 郡

香 川 県

第 一 区

高 松 市

本庁管内

山田支所管内

鶴尾出張所管内

太田出張所管内

木太出張所管内

古高松出張所管内

屋島出張所管内

前田出張所管内

川添出張所管内

林出張所管内

三谷出張所管内

仏生山出張所管内

香西出張所管内

一宮出張所管内

多肥出張所管内

川岡出張所管内

円座出張所管内

檀紙出張所管内

弦打出張所管内

鬼無出張所管内

下笠居出張所管内

女木出張所管内

男木出張所管内

小 豆 郡

香 川 郡

第二区

高 松 市

第一区に属しない区域

丸 亀 市

綾歌市民総合センター管内

飯山市民総合センター管内

坂 出 市

さぬき市

東かがわ市

木 田 郡

綾 歌 郡

第 三 区

丸 亀 市

第二区に属しない区域

善通寺市

観音寺市

三 豊 市

仲多度郡

愛 媛 県

第 一 区

松山市

本庁管内

桑原支所管内 道後支所管内 味生支所管内 生石支所管内 垣生支所管内 三津浜支所管内 久枝支所管内 潮見支所管内 和気支所管内 堀江支所管内 余土支所管内 興居島支所管内 久米支所管内 湯山支所管内 伊台支所管内 五明支所管内 小野支所管内 浮穴支所管内 石井支所管内 久谷支所管内

第二区

松 山 市 第一区に属しない区域

今 治 市

東温市

越智郡

上浮穴郡

伊 予 郡

第 三 区

新居浜市

西 条 市

四国中央市

第 四 区

宇和島市

八幡浜市

大 洲 市

伊予市

西予市

喜多郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

高 知 県

第 一 区

高 知 市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、 通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、 本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手 筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の 島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや 町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町 二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、 知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高埇、杉 井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、 海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、 伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町 四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、 北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和 町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、 栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、 西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁 目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、 東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一 丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭 上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾 山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、 福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、 十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、 葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新 町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二 丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、 一宮、薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、

薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、 薊野中町、薊野南町、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮東町一丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮東町三丁目、一宮徳谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的渕、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山根谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都郷、土佐山東川、土佐山中切

室戸市

安芸市

南国市

香 南 市

香 美 市

安芸郡

長 岡 郡

土 佐 郡

第二区

高知市

第一区に属しない区域

十. 佐. 市

須 崎 市

宿毛市

土佐清水市

四万十市

吾 川 郡

高 岡 郡

幡多郡

福岡県

第 一 区

福岡市

東 区

博多区

第 二 区

福岡市

中央区

南 区

城南区

第 三 区

福岡市

早良区

西 区

糸 島 市

第 四 区

宗 像 市

古賀市

福 津 市

糟 屋 郡

第 五 区

筑紫野市

春日市

大野城市

太宰府市

朝倉市

筑 紫 郡

朝倉郡

第六区

久留米市

大 川 市

小 郡 市

うきは市

三 井 郡

三 潴 郡

第七区

大牟田市

柳川市

八 女 市

筑 後 市

みやま市

八 女 郡

第 八 区

直方市

飯塚市

中間市

宮 若 市

嘉 麻 市

遠 賀 郡

鞍 手 郡

嘉 穂 郡

第 九 区

北九州市

若松区

八幡東区

八幡西区

戸畑区

第 十 区

北九州市

門司区

小倉北区

小倉南区

第十一区

田川市

行 橋 市

豊前市

田川郡

京 都 郡

築 上 郡

佐 賀 県

第 一 区

佐 賀 市

鳥 栖 市

神埼市

神埼郡

三養基郡

第 二 区

唐 津 市

多久市

伊万里市

武 雄 市

鹿島市

小 城 市

嬉 野 市

東松浦郡

西松浦郡

杵 島 郡

藤津郡

長崎県

第 一 区

長崎市

本庁管内

小ケ倉支所管内

土井首支所管内

小榊支所管内

西浦上支所管内

福田支所管内

深堀支所管内

日見支所管内

茂木支所管内

式見支所管内

東長崎支所管内

三重支所管内

香焼行政センター管内

伊王島行政センター管内

高島行政センター管内

野母崎行政センター管内

三和行政センター管内

第 二 区

長 崎 市

第一区に属しない区域

島原市

諫早市

西海市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第 三 区

佐世保市

佐世保市役所早岐支所管内 佐世保市役所三川内支所管内 佐世保市役所宮支所管内

大 村 市

対 馬 市

壱 岐 市

五島市

東彼杵郡

南松浦郡

第四区

佐世保市

第三区に属しない区域

平戸市

松浦市

北松浦郡

熊本県

第 一 区

熊本市

中央区

安政町、井川淵町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、内坪井町、江津二丁目、大江本町、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、岡田町、帯山一丁目、帯山二丁目、帯山三丁目、帯山四丁目、帯山五丁目、帯山六丁目、帯山七丁目、帯山八丁目、帯山九丁目、鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、上通町、上林町、辛島町、川端町、河原町、北千反畑町、京町本丁、京町一丁目、京町二丁目、草葉町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺三丁目、九品寺三丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九品寺二丁目、九田寺二丁目、九品寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、九田寺二丁目、黒髪二丁目、

黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、 神水本町、神水一丁目、神水二丁目、慶徳堀町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺 屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、子飼本町、国府本町、国府一丁目、 国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、小沢町、古城町、壺川一丁目、壺川二丁 目、湖東一丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、米屋町一丁目、 米屋町二丁目、米屋町三丁目、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細 工町四丁目、細工町五丁目、桜町、三郎一丁目、島崎一丁目、下通一丁目、下通 二丁目、城東町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、新鍛冶屋町、新 市街、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新屋敷一丁目、新屋 敷二丁目、新屋敷三丁目、水前寺公園、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三 丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水道町、菅原町、船場町下 一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井一丁 目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、手取本町、 通町、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六 丁目、渡鹿七丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、白 山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、花畑町、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼 町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、保田窪一丁目、保田窪二丁目、本丸、 松原町、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、薬園町、山崎町、横 紺屋町、万町一丁目、万町二丁目、練兵町

東 区

西 区

池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、上熊本一丁目、上 熊本二丁目、上熊本三丁目、京町本丁、津浦町、出町、稗田町

北 区

麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、改寄町、池田三丁目、和泉町、兎谷一丁目、兎谷三丁目、打越町、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、楠野町、黒髪町大字坪井、黒髪七丁目、小糸山町、清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、清水亀井町、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地二丁目、清水新地二丁目、清水新地二丁目、清水东町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、下硯川町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、硯川町、高平一丁目、高平二丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内三丁目、龍田原内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、龍

田弓削二丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、太郎迫町、津浦町、鶴羽田町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、徳王町、徳王一丁目、徳王二丁目、西梶尾町、楡木一丁目、楡木二丁目、楡木三丁目、楡木二丁目、楡木二丁目、楡木二丁目、楡木二丁目、楡木二丁目、楡木二丁目、松木二丁目、松木二丁目、松木二丁目、松木二丁目、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、八景水谷四丁目、飛田町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、万楽寺町、貢町、武蔵ケ丘一丁目、武蔵ケ丘二丁目、武蔵ケ丘三丁目、武蔵ケ丘二丁目、武蔵ケ丘二丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、武蔵ケ丘十丁目、山室二丁目、山室二丁目、山室二丁目、山室二丁目、山室二丁目、四方寄町、立福寺町

第二区

熊本市

中央区

第一区に属しない区域

西 区

第一区に属しない区域

南区

会富町、荒尾町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、荒尾三丁目、出仲間一丁目、出仲間 二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七 丁目、出仲間八丁目、出仲間九丁目、今町、海路口町、薄場町、薄場一丁目、薄 場二丁目、薄場三丁目、内田町、江越一丁目、江越二丁目、奥古閑町、上ノ郷一 丁目、上ノ郷二丁目、刈草一丁目、刈草二丁目、刈草三丁目、川口町、川尻一丁 目、川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁目、川尻五丁目、川尻六丁目、幸田一丁 目、幸田二丁目、合志一丁目、合志二丁目、合志三丁目、合志四丁目、護藤町、 島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、島町四丁目、島町五丁目、十禅寺二丁目、 十禅寺三丁目、白石町、白藤一丁目、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白 藤五丁目、砂原町、銭塘町、田井島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁目、田迎 町大字田井島、田迎町大字良町、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎三丁目、田迎四 丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、近見町、近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、 近見四丁目、近見五丁目、近見六丁目、近見七丁目、近見八丁目、近見九丁目、 土河原町、鳶町一丁目、鳶町二丁目、中無田町、並建町、野口町、野口一丁目、 野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、 畠口町、八王寺町、八分字町、浜口町、日吉一丁目、日吉二丁目、平田一丁目、 平田二丁目、平成一丁目、平成二丁目、孫代町、馬渡一丁目、馬渡二丁目、美登 里町、南高江町、南高江一丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、

南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、御幸木部町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西無田町、御幸酉一丁目、御幸酉二丁目、御幸酉田二丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田八丁目、無田口町、元三町、元三町一丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、八幡十丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四丁目、良町五丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目

荒尾市

玉 名 市

玉 名 郡

第三区

熊本市

北 区

第一区に属しない区域

山鹿市

菊 池 市

阿蘇市

合 志 市

菊 池 郡

阿 蘇 郡

上益城郡

山都町

山都町蘇陽総合支所管内

第 四 区

熊本市

南区

第二区に属しない区域

天 草 市

宇 土 市

上天草市

宇 城 市

上益城郡

御船町

嘉島町

益城町

甲佐町

山都町

第三区に属しない区域

天草郡

第 五 区

八代市

人吉市

水俣市

下益城郡

八 代 郡

葦 北 郡

球 磨 郡

大 分 県

第 一 区

大 分 市

本庁管内

鶴崎支所管内

大南支所管内

植田支所管内(大字廻栖野(六百十八番地から七百四十七番地二まで、八百三十番地から八百三十二番地一まで、八百三十三番地一、八百三十三番地三から八百三十六番地三まで、八百三十八番地一から八百三十八番地二まで、八百四十一番地、千五百八十七番地、千五百九十一番地から千六百十八番地まで及び千六百二十番地に限る。)に属する区域を除く。)

大在支所管内

坂ノ市支所管内

明野出張所管内

第二区

大 分 市

第一区に属しない区域

日 田 市

佐 伯 市

臼 杵 市

津久見市

竹 田 市

豊後大野市

由布市

玖 珠 郡

第 三 区

別 府 市

中津市

豊後高田市

杵 築 市

宇 佐 市

国 東 市

東国東郡

速見郡

宮崎県

第 一 区

宮崎市

東諸県郡

第二区

延岡市

日向市

西 都 市

児 湯 郡

東臼杵郡

西臼杵郡

第 三 区

都 城 市

日南市

小 林 市

串 間 市

えびの市

北諸県郡

西諸県郡

鹿児島県

第 一 区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

東桜島支所管内

吉野支所管内吉田支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

第二区

鹿児島市

谷山支所管内

喜入支所管内

指宿市

奄 美 市

南九州市

頴娃支所管内

大 島 郡

第 三 区

鹿児島市

第一区及び第二区に属しない区域

枕崎市

薩摩川内市

日置市

いちき串木野市

南さつま市

南九州市

第二区に属しない区域

薩 摩 郡

第 四 区

阿久根市

出水市

霧島市

伊 佐 市

姶 良 市

出 水 郡

姶 良 郡

第五区

鹿 屋 市

西之表市

垂 水 市

曽 於 市

志布志市

曽 於 郡

肝 属 郡

熊 毛 郡

沖縄県

第 一 区

那 覇 市

島 尻 郡

渡嘉敷村

座間味村

粟国村

渡名喜村

南大東村

北大東村

久米島町

第二区

宜野湾市

浦 添 市

中頭郡

第 三 区

名 護 市

沖 縄 市

うるま市

国 頭 郡

島 尻 郡

伊平屋村

伊是名村

第 四 区

石 垣 市

糸 満 市

豊見城市

宮古島市

南城市

島 尻 郡

与那原町

南風原町

八重瀬町

宮 古 郡

八重山郡

この表中「本庁管内」とは、市町村(指定都市にあつては、区。以下同じ。)の区域のうち、支所又は出張所(それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。)の所管区域及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域に属しない区域をいう。

附則第一条ただし書中「第二条」の下に「及び附則第三条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法(次条において「新公職選挙法」という。)第十三条第一項に規定する法律の施行の日(次条」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第▼▼▼号)の公布の日から起算して一月を経過した日(次条及び附則第三条」に改める。

附則第二条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法 (次条において「新公職選挙法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙については」に 改め、「から」の下に「、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期 日を公示され又は告示される選挙について」を加え、「及び次回」を「、次回」に改め、 「の選挙」の下に「及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙 (衆議院議員の選挙を除く。)」を加える。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十五年三月二十八日(以下この条において「基準日」という。)現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。)があったときは、一部施行日に当該境界変更があったものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。